

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(土砂災害：ハザードマップ)

本町のハザードマップによると山間部は土砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっているが、業種は点在している。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度6弱以上の地震が今後50年間で5%以上の確率で発生すると言われている。

(その他)

本町における主な風水害の特徴は、梅雨前線の活動による大雨と台風に伴う大雨等によるものである。

※参考：須恵町防災ハザードマップ

<http://www.town.sue.fukuoka.jp/soshiki/1/bousaihaza-domappu.html>

地震ハザードステーション

<http://www.j-shis.bosai.go.jp/>

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者数 957事業所
- ・小規模事業者数 733事業所

【内訳】

業種	商工業者数	小規模事業者数	割合	備考(立地状況等)
製造業	206	158	21.6%	町内に広く点在している
建設業	159	122	16.6%	
サービス業	319	244	33.3%	
卸売業	50	38	5.2%	
小売業	151	116	15.8%	町の大通り沿いに多い
飲食業	72	55	7.5%	町の中心部に多い
合計	957	733	100%	

※平成28年経済センサス基礎調査より

(3) これまでの取組み

1) 当町の取組み

- ・防災計画の策定
- ・自主防災組織への活動支援
- ・防災備品の備蓄

2) 当会の取組み

- ・企業向け防災セミナー等の周知
- ・福岡県火災共済協同組合と連携した被災時に対応できる保険の周知

## II 課題

現状、災害に対する危機管理は須恵町HPでの掲載による周知活動にとどまっており、関係機関との具体的な協力体制が整っておらず、またマニュアルも整備されていない。さらに当会全体として防災に関する危機意識が乏しく、推進していくためのノウハウをもった人材が不足している。さらに当会職員のほとんどが町外在住であるため、夜間や休日の対応が見通せない。

## III 目標

- ・町内小規模事業者に対し災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害時における連絡体制を円滑に行うため、当会と当町との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・災害発生後速やかな復興支援策が行えるよう、当会内における体制、関係機関との連携体制を構築する。

※ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

### 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和2年4月1日～令和7年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と当町の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・地域内ハザードマップの該当事業所の洗い出しを行う（重点支援先の選定）。
- ・巡回訪問時にハザードマップを用いて、事業所立地場所の自然災害に対するリスク及びその影響について説明する。さらにその影響を軽減させるための取組（事業継続力強化計画の策定）や対策（災害時の補償に備える損害保険等）についても説明を行う。
- ・商工会報や町広報誌、ホームページ等において、災害時のリスク対策の重要性や国の施策の紹介、損害保険の概要、他社の事業継続力強化計画取組事例などを紹介する。
- ・福岡県火災共済協同組合による小規模事業者に対する普及啓発セミナーを開催する。
- ・福岡県火災共済協同組合と連携して災害時に起こり得る事業所毎のリスク診断を行い、対応できる保険の紹介等を行う。
- ・小規模事業者の事業継続力強化計画の策定にあたり、指導及び助言を行う。

2) 商工会自身の事業継続力強化計画の作成

- ・当会としての事業継続力強化計画は未作成のため、令和2年度末までに作成する。

3) 関係団体等との連携

- ・連携協定を結ぶ福岡県火災共済協同組合と連携して、地域内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや事業所毎のリスク診断を行い、対応できる保険の紹介等を行う。

4) フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画の取組状況について確認を行う。  
[対象事業者] 地域内事業継続力強化計画策定支援を行った事業者  
[確認頻度] 1年に1度
- ・須恵町事業継続力強化支援協議会を設置し、推進状況確認や支援計画の改善、支援のための方策等について協議する。

[構成員] 当会（事務局長、法定経営指導員、経営指導員）

当町（地域振興課、総務課）

[開催頻度] 必要に応じて開催する

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害等が発生したと仮定し、当町との連絡ルートの確認等を行う

[実施頻度] 訓練は必要に応じて実施する

[訓練内容] ①連絡ルートの確認

②消火器の使い方

③心肺蘇生法（人工呼吸や心臓マッサージ方法、AEDの使用方法）

< 2. 発災後の対策 >

- ・自然災害等による発災時には、自身の身の安全を確保したうえで人命救助を優先することは言うまでもないが、そのうえで下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡をする。

1) 応急対策の実施可否の確認

発災後3時間以内に当会、当町それぞれの職員の安否確認を行う。

[確認方法] 電話、SNS等

[確認内容] 安否確認や業務従事の可否、周囲の被害状況

2) 応急対策の方針決定

- ・当会と当町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。  
職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。
- ・職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、3日以内に情報共有する。以降は以下の間隔で共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない。</li></ul>

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当会と当町は以下の間隔で被害状況を共有する。

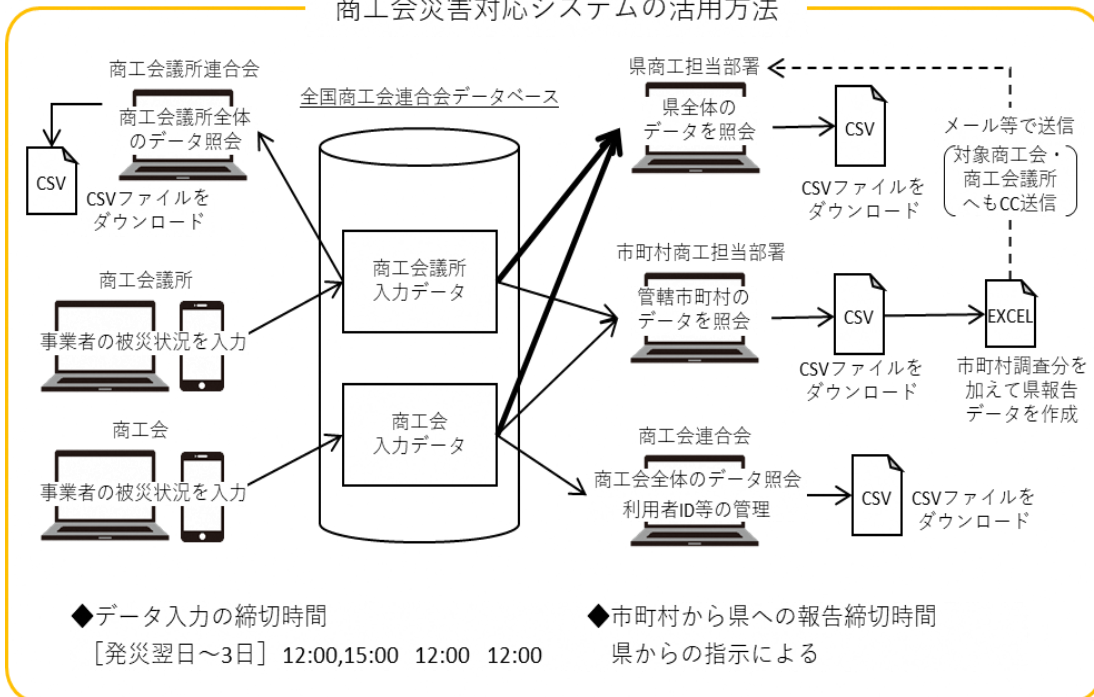
4日目～1週間	1日に2回共有する
1週間～1ヶ月	1日に1回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

< 3. 発災時における連絡体制 >

- ・自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動内容について決める。
- ・当会と当町は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と当町が共有した情報を、下記の県が指定する方法にて当会又は当市より県の商工担当部署へ報告する。
- ・当会は原則、商工会災害対応システムに被害状況を入力することで、須恵町地域振興課へ情報共有し、県の商工担当部署へ報告する。
- ・商工会災害対応システムが利用できない場合は、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・報告時間について、当会は原則、発災翌日の12:00と15:00、2日目の12:00、3日目の12:00とし、発災時、県から指示があった場合は、その指示によるものとする。当町は県からの指示により報告する。

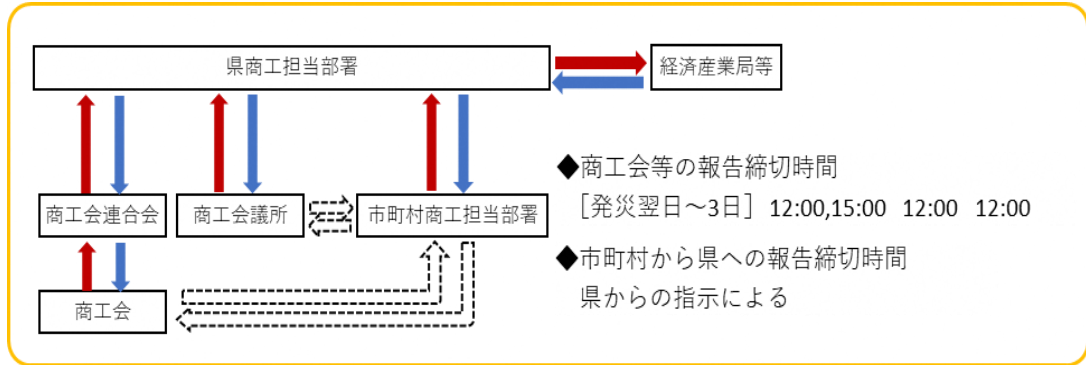
①システム利用可能時

商工会災害対応システムの活用方法



②システム不具合発生時

- ・下図の流れで情報共有又は報告を行う。



- ・また、当会は被害状況を 9. 様式集に規定する様式 I に記載し、県の商工担当部署へ報告する。

様式 I  
福岡県中小企業振興課経営支援係 ○○・○○宛て【電子メールにて送付：（メールアドレス keishien@pref.fukuoka.lg.jp）】

令和○年○月○日の大雨による商工被害状況 提出日：令和○年○月○日

団体名：  
記入担当者：

記入例	被害箇所				被害状況		区分 (新規/修正/削除)
	所在地	商店街の場合は 商店街名	事業所名	業種	被害額	被害内容（建物、商品、原材料、機械の被害など、分かる範囲でできるだけ詳しく記載してください）	
○△市○△町○△番地	△△商店街	△△商店街	△△製材所	製造業	約10万円	工場内が浸水。旋盤機2台が利用できない状況。	新規
△△市△△町△△番地	△△商店街	△△商店街	△△酒店	酒販売業	約140万円	店舗前の電柱が店舗に向けて倒れ、店舗半壊。在庫商品の約7割が被害。	修正
1							削除
2							
3							

※前日までに御報告頂いた箇所は削除せずに、新規情報を追記していただきます。 ※用紙が足りない場合はコピーしてご利用ください。  
※既に御報告を頂いている被害箇所につきましても、その後の調査で被害状況等の修正や追加が判明した場合は、併せて御報告をお願いします。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・相談窓口の開設方法について、須恵町と相談する。  
(当会が国の依頼を受けた場合は、特別相談窓口を設置する)
- ・安全性が確認された場所において、相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被災規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、県や福岡県商工会連合会に他地域からの応援を相談する。

※ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

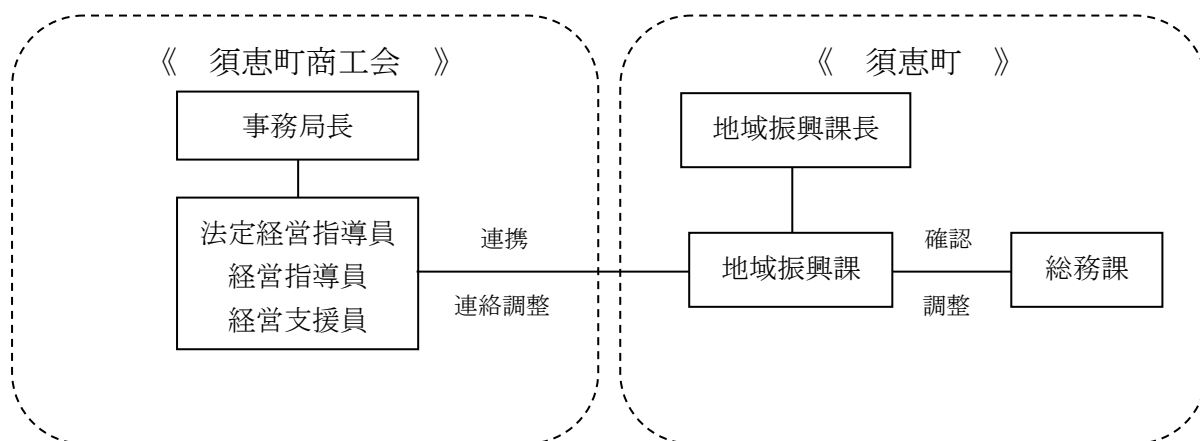
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和元年11月現在)

(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 祝部 英明

経営指導員 渡辺 慶太郎 (連絡先は後述 (3) ①参照)

②当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度 等)

- ・本計画の具体的な取組みの企画や実行に関する必要な情報の提供および助言等を行う。
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等のフォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所

須恵町商工会

〒811-2114 福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1167番地

TEL: 092-932-6700 / FAX: 092-932-8084

E-mail: sue@shokokai.ne.jp

②関係市町村

須恵町 地域振興課

〒811-2193 福岡県糟屋郡須恵町大字須恵771番地

TEL: 092-932-1151 / FAX: 092-933-6579

E-mail: chiikishinkou@town.sue.lg.jp

※ その他、上記内容に変更が生じた場合は、速やかに県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
必要な資金の額	600	300	300	200	200
・ 専門家派遣費用	200	200	200	100	100
・ セミナー開催費用	100	100	100	100	100
・ AEDの設置	300				

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、須恵町補助金、福岡県補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
(名 称) 福岡県火災共済協同組合 (住 所) 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F (代表者) 理事長 城戸 津紀雄
連携して実施する事業の内容
損害保険会社と連携して災害時に起こり得る地域内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや事業所毎のリスク診断を行い、対応できる保険の紹介等を行う。 ①普及啓発セミナー：地域内の小規模事業者を対象に自然災害リスク及びその影響について説明を行う。 ②リスク診断：当会職員と同行し、起こり得る個々の事業者に対する災害リスクについて診断を行う。 ③保険の紹介：個々の事業者の被災時に対応できる適当な損害保険の紹介を行う。
連携して事業を実施する者の役割
[ ①普及啓発セミナー、②リスク診断、③保険の紹介 ] <連携者> (名 称) 福岡県火災共済協同組合 (住 所) 福岡県福岡市博多区吉塚本町9番15号 福岡県中小企業振興センタービル8F (代表者) 理事長 城戸 津紀雄  (役 割) 専門家としての適切なアドバイスを行う (効 果) 小規模事業者自身が起こり得る被災時の損害リスクを把握し、対応するための事前策を講じることで自社だけでなく、他社に対する影響をも最小限に抑えることができる
連携体制図等
[ ①普及啓発セミナー、②リスク診断、③保険の紹介 ]  